

知多市告示第 37 号

知多市見守り活動事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市見守り活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知多市見守り活動事業費補助金（以下「補助金」という。）は社会情勢の変化や地域におけるつながりの希薄化等の理由により、児童を見守る機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、支援ニーズの高い児童等を見守り、必要な支援につなぐことを目的とした活動に係る経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成 4 年知多市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において、児童虐待その他の理由により、支援が必要であると市長が認める児童（以下「支援対象児童」という。）に対して、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 食事又は食材を支援対象児童の属する家庭に配達することを通じて、見守りを行い、状況を把握すること。
- (2) 支援対象児童からの相談に応じ、適切な相談支援機関を紹介すること。
- (3) 継続した取組であること。
- (4) 食事の提供における子どもに係る負担は、無料又は低額（食材費相当額程度）であること。
- (5) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、管轄の保健所の指導に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等諸法令に基づく適切な衛生管理を行っていること。
- (6) 営利活動（利用者からの食材費相当額程度の徴収を除く。）、宗教的活動又

は政治的活動を行わないこと。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点のある3人以上により構成される法人その他の団体であって、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等を有していること
- (2) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、管轄の保健所の指導に基づき、食品衛生法等諸法令に基づく適切な衛生管理体制を構築すること
- (3) 活動の内容が公序良俗に反するものでないこと
- (4) 知多市暴力団排除条例（平成23年知多市条例第16号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 市長は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

3 補助金は、補助金の交付を申請する日の属する年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に実施する補助対象事業に係る補助対象経費に対して交付するものとする。

(交付申請)

第5条 交付対象者のうち交付を受けようとする者（以下「申請団体」という。）は、知多市見守り活動事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約、会則、構成員の名簿
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 団体の活動内容が分かる資料
- (4) 個人情報に関する誓約書（第2号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理し、交付の決定をしたときは、速やかに知多市見守り活動事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、その旨を申請団体に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた申請団体（以下、「交付決定者」という。）は、支援対象児童について、補助対象事業の開始日までに支援対象児童登録簿（第4号様式。以下次項において「登録簿」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、登録簿を提出した後において、新たに支援対象児童を把握したときは、登録簿に追記し、随時市長に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画の変更申請）

第8条 交付決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市見守り活動事業費補助金計画変更申請書（第5号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

（変更決定の通知）

第9条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市見守り活動事業費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（状況報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（個人情報 の 順守）

第11条 交付決定者は、個人情報 の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係法令を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報 の第三者への提供や目的外使用を行わないようにしなければならない。

（支援対象児童見守り報告）

第12条 交付決定者は、月ごとに支援対象児童に係る見守り報告書（第7号様式）を作成し、翌月10日まで（3月分については3月31日まで）に市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、知多市見守り活動事業費補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第14条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市見まもり活動事業費補助金確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付）

第15条 補助金は、額の確定後に交付する。ただし、規則第18条第2項の規定により概算払又は前金払をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市見守り活動事業費補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、

補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱に違反し、又は法令若しくはこの要綱に基づく市長の決定若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更したときは、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助対象事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助基準額
人件費、食材費、謝礼金（交通費含む。）、使用料、賃借料、光熱水費、広報費、消耗品費、保険料等見守り活動事業を実施する上で必要と認められる経費	食事、食材提供補助 支援対象児童に対して提供する食事 1食当たり 300円 食事提供補助事務連絡加算 支援対象児童が属する家庭の報告に伴う加算 1家庭当たり 500円

備考 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 団体の構成員の賃金、団体の事務所の維持管理費等の団体の運営に係る経費
- (2) 団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費並びに飲食費

第 1 号様式（第 5 条関係）

知多市見守り活動事業費補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年度において子どもの見守り活動事業を行うため、次のとおり知多市見守り活動事業費補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
事 業 名	
活 動 場 所	
見守り実施可能日	
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	1 団体の規約、会則、構成員の名簿 2 事業計画書及び収支予算書 3 団体の活動内容が分かる資料 4 個人情報に関する誓約書（第 2 号様式） 5 その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

個人情報に関する誓約書

- 1 本事業に際し、知り得た個人情報は個人情報の保護に関する法律及び知多市個人情報保護条例を遵守し、第三者への提供及び目的外の使用等は致しません。
- 2 私が前条項に違反し、個人情報を第三者に提供及び目的外に使用等した場合、法的な責任が生ずることを十分に理解し、相当の責任を負うことを了承します。

以上の事項を厳守することを誓約いたします。

年 月 日
知 多 市 長 様

住 所
氏名又は名称

第3号様式（第6条関係）

知多市見守り活動事業費補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、次のとおり交付を決定したので、知多市見守り活動事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

備考 個人情報の保護に関する法律及びその他関係法令を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないようすること

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

支 援 対 象 児 童 登 録 簿

NO	対象児氏名	生年月日	年齢	所属	住所	同居家族	見守りの際のポイント	備考
例	長女：知多 梅子 長男：知多 梅郎	長女：平成30年5月5日 長男：令和2年10月30日	5歳 3歳	八幡保育園（年中） 八幡保育園（2歳児）	知多市八幡新町2丁目3番地-5 梅子マンション201	母：知多 梅肉子 父：知多 梅之	児の登園ほぼなし。食事や風呂が適切に されているか。極端に痩せていたり、 臭ったりしないか要確認。	・R6.2月に父母離婚 ・母の養育能力低い
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

第5号様式（第8条関係）

知多市見守り活動事業費補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

事 業 名	
活 動 場 所	
変 更 後 の 補 助 金 額	円
計 画 変 更 の 理 由	
計 画 変 更 の 内 容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。

第 6 号様式（第 9 条関係）

知多市見守り活動事業費補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け
知多市 指令 第 号で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、
知多市見守り活動事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

補 助 事 業 の 名 称	
変 更 交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第7号様式（第12条関係）

支援対象児童に係る見守り報告書

年 月 日

知多市長様

申請者 住所

氏名又は名称

電話番号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付の決定を受けた事業について、以下のとおり報告します。

見守り訪問年月日	
支援対象児童氏名	
支援対象児童住所	
児童の様子	
その他の家族の様子	
家庭内の状況	
その他連絡事項	

第8号様式（第13条関係）

知多市見守り活動事業費補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

交 付 決 定 額	円
実 施 期 間	
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他市長が認める書類

第 9 号様式（第 1 4 条関係）

知多市見守り活動事業費補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助対象事業については、次の
とおり補助金の額を確定したので、知多市見守り活動事業費補助金交付要綱第 1 4
条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第 10 号様式（第 15 条関係）

知多市見守り活動事業費補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定又は補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

請 求 金 額				円
交 付 決 定 又 は 確 定 額				円
上記のうち受領済額				円
振 込 口 座	金融機関名			
	店 名			
	預 金 種 別		口 座 番 号	
	フリガナ			
	口座名義人			